

監査委員告示第8号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和3年12月1日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 柴田 はすみ

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和3年10月28日（木） 午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査の対象

市民部 市民課

- (1) 「書かない窓口」支援システムの導入について
- (2) 本所、支所等の窓口での個人情報保護に対する取り組みについて
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

市民部 国保年金課

- (1) 第2期データヘルス計画に基づく保健事業について
- (2) 高齢者保健事業におけるコロナの影響と対応について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

市民部 人権推進課

- (1) 女性センター運営事業費について
- (2) 加茂町大野丑谷67番地3の土地賃貸借契約について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

市民部 まち美化推進課

- (1) 循環型社会推進基金を活用したごみ減量施策について
- (2) k i c h i - l a b - a r t への補助金について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

市長直轄組織 人事秘書課

- (1) 木津川市定員適正化計画について
- (2) 時間外勤務時間の管理について
- (3) 令和元年度定期監査意見の取り組み状況について
- (4) 令和2年度定期監査意見の取り組み状況について

3 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次のとおり意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

【市民課】

「書かない窓口」支援システムについては、導入による市民サービスの向上や事務量の削減などのメリットが表れてくる。削減された事務時間を、他の事務に有効活用されるとともに、今後、システムを導入した費用に係る効果を検証されたい。

個人情報保護に対する取り組みについては、4つの安全管理措置を講じるとともに、物理的な観点から、窓口の配置を工夫することにより、個人情報などの漏洩が起こらないよう、引き続き対策を講じていただきたい。

情報セキュリティ監査で指摘された項目については、改善が認められるが、職員一人ひとりがどの情報を閲覧したか確認できるよう記録を残すとともに、再度、セキュリティの重要性を全職員に徹底されたい。

マイナンバーカードは、健康保険証や自動車運転免許証との連携やさらなる拡充が想定されることから、引き続き、カードの普及拡大に向けた取り組みを実施されたい。

最後に、金銭の取り扱いについては、現在も、管理を徹底されているが、引き続き、本庁、西部出張所並びに各支所において、適正な金銭の取り扱いに努めていただきたい。

【国保年金課】

第2期データヘルス計画に基づき、市民の健康への意識を向上させる取り組みを数多く実施されたことは評価できる。今後は、実施事業の費用対効果を検証し、必要があればスクラップアンドビルドにより見直しを検討されたい。

特定健診や保健指導をしっかりと受けていただくことが、生活習慣病の予防に繋がる。今後も、特定健診を受診していただくため、積極的な啓発に取り組んでいただきたい。保健指導対象者には、しっかりと指導を受けていただくことが、健康増進や医療費の抑制に繋がることから、引き続き、取り組みを進めていただきたい。

【人権推進課】

女性センター主催の講座については、利用者のニーズや運営委員会での意見を踏まえて開催されているが、他の市施設で主催される講座と連携及び共同開催が可能か検討されるとともに、引き続き、女性の社会進出に向けた取り組みを進めていただきたい。

土地賃貸借契約については、市が賃貸借契約を締結しなければならない理由を明確に整理されたい。

DV案件については、今までしっかりと取り組んでいただいているが、DV案件に関する情報の漏洩は、被害者の生命の危機に関わることから、引き続き、徹底した守秘義務に努めるとともに、関係課と情報を共有し連携を密に対応されたい。

【まち美化推進課】

特に意見・指摘事項等はなし。

【人事秘書課】

職員の時間外勤務については、繁忙期における事務、緊急性がある事務、また、早急に対応しなければならない場合は、所属長の命令によって、時間外勤務が行われている。また、人事秘書課でも、時間外勤務時間数を把握することで時間数の削減に向け、いろいろな取り組みを進めていただいているが、未だ、特定の職員の時間外勤務時間数が多いことから、健康管理などのため、引き続き、特定の職員の時間外勤務時間数が減少するように管理・指導されたい。